



校庭夜間開放の手引き

八王子市教育委員会

目 次

《校庭夜間開放使用の流れ》	1 ～ 2 ページ
1. 団体登録	(3 ページ)
2. 利用券の購入	(3 ページ)
3. 使用申請	(4 ページ)
4. 開放期間	(5 ページ)
5. 使用日の流れ	(5 ページ)
6. 使用申込みの取り消し	(5 ページ)
7. 日誌記入例 (日誌兼チェックシート)	(6 ページ)
8. 各小学校のご案内	(7 ページ)
9. 要綱	

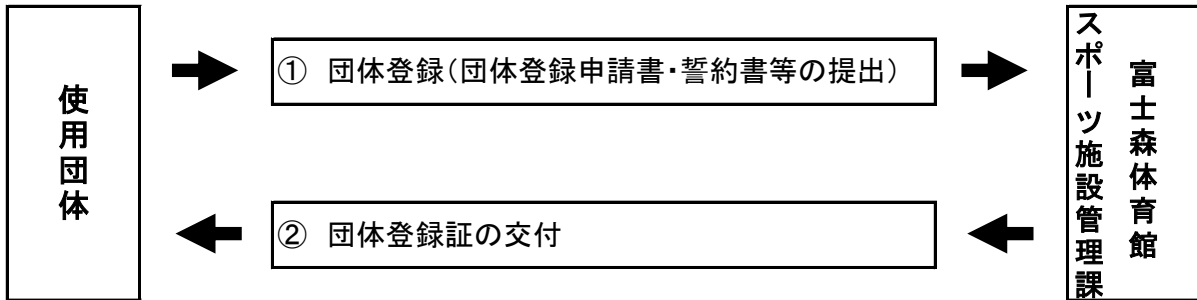
校庭夜間開放の使用上の注意

下記事項を守ってご使用ください。

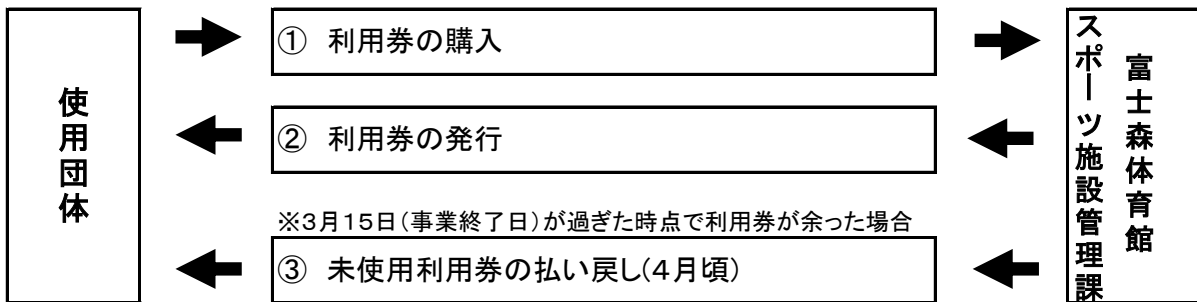
1. 当日、使用責任者はキャプテンマークを付け、団体の規律を保ってください。
2. 使用許可された場所以外の施設は立ち入り禁止です。
3. 火災や施設の破損等、事故防止には万全を期してください。
4. 使用時間を厳守し、終了後直ちに原状に復するように整備し、ゴミは持ち帰ってください。
5. 使用の権利は譲渡できません。
6. 近隣の施設、設備、用具等に損害を与えた場合は、使用団体において実費弁償をすることになりますのでご注意ください。
7. 自動車、バイク等は指定された駐車場等へ駐車し、校庭内は乗り入れしないでください。
8. 近隣住民に迷惑となる路上駐車は厳禁です。また、騒音等には十分注意して使用してください。
9. スパイクの使用は禁止です。
10. 学校施設内は、禁酒・禁煙です。
11. 利用にあたっては、学校の指示に従ってください。

<校庭夜間開放使用の流れ>

1. 団体登録 (3ページ)

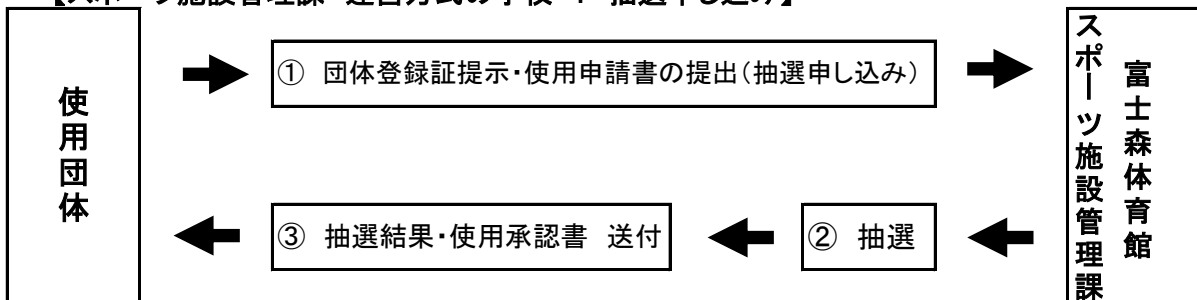


2. 利用券の購入 (3ページ)

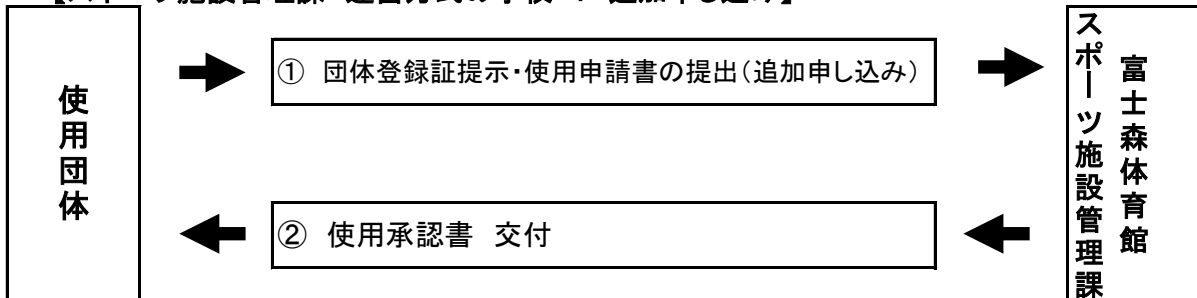


3. 使用申請 (4ページ)

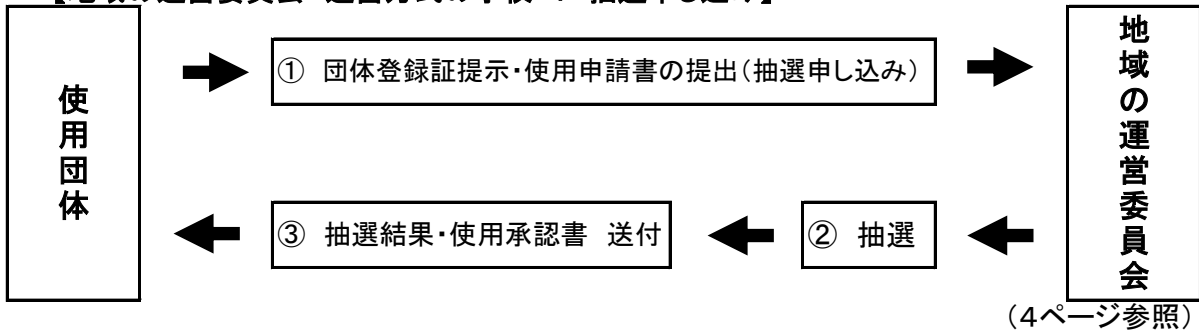
【スポーツ施設管理課 運営方式の学校 : 抽選申し込み】



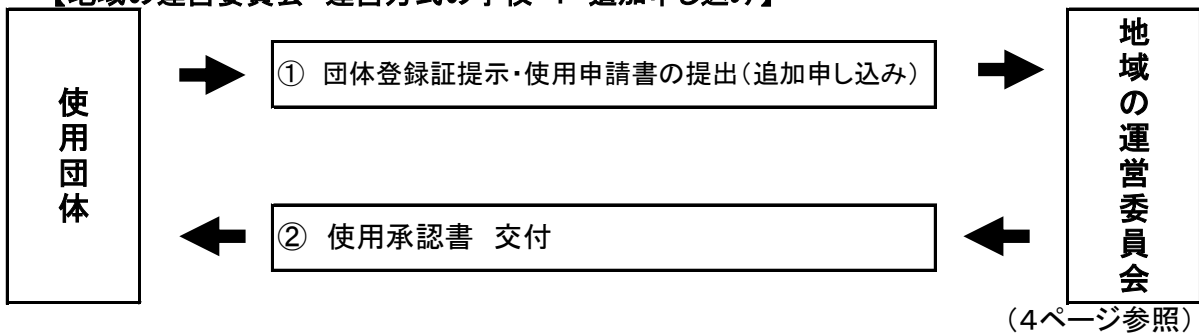
【スポーツ施設管理課 運営方式の学校 : 追加申し込み】



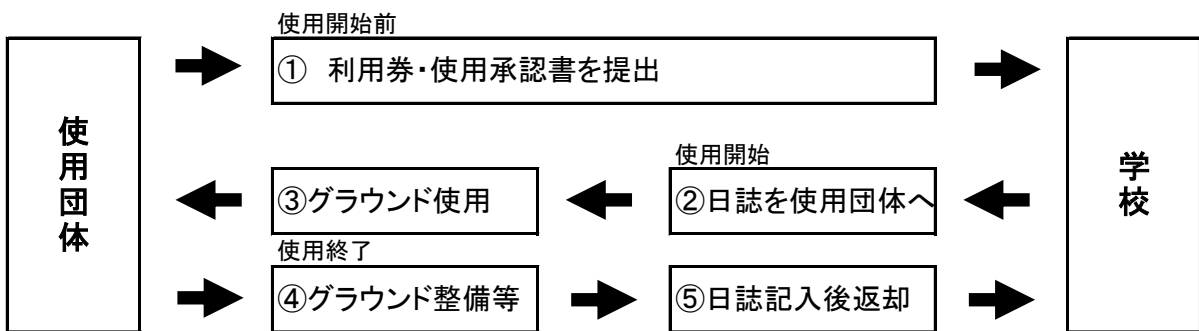
【地域の運営委員会 運営方式の学校：抽選申し込み】



【地域の運営委員会 運営方式の学校：追加申し込み】



4. 使用当日の流れ (5ページ)



1. 団体登録（4月～3月）

学校校庭夜間開放を利用する場合、団体登録が必要です。下記の登録場所で学校開放校庭夜間開放使用団体登録をしてください。有効期限は登録した年度限りです。

団体登録	市内に在住・在勤・在学の方が10名以上で構成する団体
団体登録の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の責任者及び役員は18歳以上の方（高校生は除く）で、責任者を1名・役員を4名以上登録してください。また、登録の申請時に責任者の確認をしますので市内在住・在勤・在学等が判るものをご用意ください。 ※使用時は、登録のある責任者又は役員が同行してください。 ・18歳以下の方（大学生・勤労者を除く）を構成員として含む場合、責任者及び役員は成人の方を登録してください。 ・営利を目的とする団体の登録はできません。 ・構成員に小学生を含む団体は、指導者または保護者が小学生の帰宅時まで責任をもって安全配慮をしてください。
登録場所	富士森体育館：4月～3月の毎日（12月29日から1月3日を除く） 午前9時00分～午後8時00分受付（ただし、毎月第1月曜日を除く）
登録申請の手続き	・登録場所にある「学校校庭夜間開放使用団体登録申請書」、「誓約書兼宣誓書」に必要事項を記入して提出してください。
実施可能な種目	ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ、ラグビー等
団体登録証	登録した団体には、「団体登録証」を発行します。利用券の購入や使用申請時、使用当日に提示してください。

2. 利用券の購入

利用にあたっては、校庭夜間照明電気料の一部負担として、1回につき1,000円の利用券が必要となります。利用当日までに、使用団体は忘れずに購入してください。未使用利用券が残らないように購入をお願いいたします。

利用券の購入場所	富士森体育館
団体登録の確認	事前に団体登録を済ませた後、利用券を購入できます。
注意事項	<p>利用日当日までに購入してください。一度にまとめて購入することも可能です。</p> <p>再発行はしません。</p> <p>有効期限は購入年度内です。他団体への譲渡はできません。</p>
未使用利用券の払い戻し	本事業は5月1日から3月15日まで（12月29日から1月3日を除く）の期間で実施します（一部学校を除く）。利用券が未使用となった場合の払い戻し手続きは、開放期間終了後、現金還付を行います。手続きの際は、4月頃に発送する通知書と印鑑（スタンプ印・ゴム印を除く）をご持参のうえ、富士森体育館へお越しください。

3. 使用申請

学校校庭夜間開放を実施する学校は、スポーツ施設管理課が直接管理運営する学校 8 校（第四小・清水小・大和田小・船田小・元八王子小・松枝小・長沼小・由木中央小）と、地域の運営委員会が運営する学校 2 校（第三小・東浅川小）の計 10 校があります。

使用申請は、抽選申し込みと追加申し込みの 2 種類の方法があります。団体登録を済ませてから使用申請してください。

運営委員会運営方式の学校は、毎月行う抽選会（7 ページ～を参照）での申し込みとなります。追加申し込みの方法は運営委員会毎に異なりますので、詳しくは各運営委員会に確認してください。

		スポーツ施設管理課運営方式の学校	地域の運営委員会運営方式の学校	
学校名		第四小・清水小・大和田小・船田小・元八王子小 松枝小・長沼小・由木中央小	第三小・東浅川小	
抽選申し込み	抽選申し込み場所	富士森体育館窓口へ直接、又は郵送	各運営委員会で開催する抽選会（7 ページ～を参照）で申し込み	
	申し込み時期	使用希望日の属する月の前々月の末日まで ※5 月分は 4 月上旬までに登録を済ませ、使用申請書（ハガキ）を受け付けます。		
	申し込み回数	ひと月につき 1 団体 4 回まで		
	抽選結果（使用承認）	使用希望日の属する月の前月 1 日から 14 日までの間に抽選結果と使用承認書を代表者に送付		各運営委員会で開催する抽選会当日（7 ページ～を参照）に使用承認書を交付
追加申し込み（空き施設予約）	申し込み場所	富士森体育館	各運営委員会で開催する抽選会当日（7 ページ～を参照）。それ以外の日に申し込みする場合は各運営委員長に確認してください。	
	申し込み時期	使用希望日の属する月の前月 15 日から使用希望日の 10 日前（土・日・祝休日を含む）まで	各運営委員会で開催する抽選会当日（7 ページ～を参照）から使用希望日の 10 日前（土・日・祝休日を含む）まで	
	予約方法	申し込み場所にある「利用予定表」から空き施設を予約してください。	各運営委員会で開催する抽選会当日（7 ページ～を参照）はその場で空き施設を確認して予約。それ以外の日に申し込みをする場合は各運営委員長に確認してください。	
	申し込み回数	ひと月につき 1 団体 5 回まで		
	使用申請 使用承認	申し込み場所にある使用申請書（ハガキ）に必要事項を記入し提出してください。使用承認書を発行します。	各運営委員会で開催する抽選会当日（7 ページ～を参照）はその場で使用申請書（ハガキ）に必要事項を記入し提出してください。使用承認書を交付します。それ以外の日に申し込みする場合は各運営委員長に確認してください。	

4. 開放期間

清水小・元八王子小・松枝小は5月1日から11月30日まで、第三小・第四小・大和田小・船田小・長沼小・**由木中央小**・東浅川小は5月1日から3月15日まで実施します。

5. 使用日当日の流れ

雨天時等の開放・開放中止の決定は使用する学校へ行き学校に直接確認してください。電話での問い合わせには対応できません。使用時間は厳守してください。

18時00分	団体責任者が学校へ団体登録証を提示し、使用承認書・利用券を提出してください。 団体責任者は学校の指示により日誌を受け取り、必要事項を記入してください。※注1 その他、キャプテンマーク・用具等を借りてください。 団体責任者はキャプテンマークをつけてください。※注2 以上の準備ができましたら使用を開始してください。
19時00分	(19時を経過して一人も来ない場合キャンセルとみなします)
19時30分	19時30分前に、天候の状況により中止となった場合、提出した利用券は返還されます。 途中で利用を終了し、帰る場合は、必ず学校に連絡してください。
20時00分	<u>小学生の使用は20時00分までです。</u>
21時00分	学校の指示に従い、使用した用具等を返却し、グラウンド全体を清掃・整備してください。 使用終了 日誌に記入を済ませ、使用承認書と利用券を添付してください。
21時15分	終了後は速やかに校外へ出てください。

※注1 団体責任者は、校庭使用開始前に使用手続きを済ませてから校庭を使用してください。使用開始前には校庭に入らないでください。日誌の記入方法は、「8. 日誌記入例(6ページ)」をご覧ください。

※注2 使用に関しての不明な点は、団体責任者が代表者として学校に問い合わせてください。団体責任者に対して使用に際しての注意事項等の説明をしますので周知徹底をお願いします。

※その他 学校の指示、実施要綱の注意事項は必ず守って使用してください。校庭等教育施設を使用しますので、翌日の授業に支障のないよう、また、周辺の住民に迷惑とならないよう充分注意してください。

6. 使用申込みの取り消し(キャンセル)について

使用を取り消す場合には、使用予定日の5日前(土・日・祝休日を**含む**)までに、スポーツ施設管理課が運営する学校の場合は、富士森体育館窓口へ、地域の運営委員会が運営する学校の場合は、使用申請した各運営委員会へ必ず連絡をしてください。それ以降のキャンセルについては、使用日当日に学校に行き、学校に直接、使用のキャンセルを伝えて下さい。電話でのキャンセルはできません。また、無断キャンセルの場合、校庭夜間開放を利用できなくなることがありますのでご注意ください。

7. その他

過年度の利用状況や、照明設備の状況等を鑑み、令和 8 年度以降に実施校数を見直す予定となっています。

8. 日誌記入例 （日誌兼チェックシート）

校 庭 夜 間 開 放 日 誌 兼 チェ ッ ク シ ー ト																		
<div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">利用券添付位置 (使用終了後の添付)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">使用日時</td> <td style="width: 80%;">月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>団体名 (No)</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>責任者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">使用人数 (内訳)</td> <td style="text-align: right;">大人 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">大学生 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">高校生 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">中学生 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小学生 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計 名</td> </tr> <tr> <td>種目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td></td> </tr> </table> <p>下記の使用上の注意事項をチェックしてください。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 校庭及び許可された場所(トイレ等)以外は立ち入り禁止です。 <input type="checkbox"/> スパイクの使用は禁止です。 <input type="checkbox"/> 学校内は、禁煙です。 <input type="checkbox"/> 使用後は清掃・整備を行いゴミ等は必ず持ち帰り、校庭内トイレ等を汚さないでください。 <input type="checkbox"/> 騒音を発する等、近隣の住民に迷惑をかけないようにしてください。 <input type="checkbox"/> 使用時間は厳守してください。 ※小学生の使用は午後8時までです。 <input type="checkbox"/> その他、学校の指示・要綱のきまりを守ってください。 </div>	使用日時	月 日 ()	団体名 (No)	()	責任者氏名		使用人数 (内訳)	大人 名	大学生 名	高校生 名	中学生 名	小学生 名	合計 名	種目		特記事項	
使用日時	月 日 ()																	
団体名 (No)	()																	
責任者氏名																		
使用人数 (内訳)	大人 名																	
	大学生 名																	
	高校生 名																	
	中学生 名																	
	小学生 名																	
	合計 名																	
種目																		
特記事項																		
<div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">承認書 (第6号様式) 添 付 位 置 (使用終了後の添付)</p>																		

}

**使用前に記入
してください**

}

**使用前に
チェック項目を
確認してください**

9 各小学校のご案内 ※変更の場合は、HPでお知らせします。

【第三小学校】

〒192-0073 寺町 29-15

- ・ 予約方法(地域の運営委員会方式)

開放運営委員会 委員長 藤木 寿勝

☎ 042-625-7304 / 080-5482-2202

- ・ 実施可能種目

少年野球	ソフトボール	サッカー	フットサル	グラウンドゴルフ	ラグビー(練習)	
○	○	○	○	○		

- ・ 抽選場所・抽選日時

第三地区スポーツクラブ クラブハウス(第三小学校内) 午後7時から

5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
4/15(水)	5/20(水)	6/17(水)	7/15(水)	8/19(水)	9/16(水)	10/21(水)

※ 12月分から3月分までは、スポーツ施設管理課(富士森体育館)において、毎月1日に翌月分の抽選を行います。使用希望日の属する月の前々月の末日までに、使用申請書(ハガキ)を富士森体育館窓口へ直接または郵送で、申し込みしてください。

【東浅川小学校】

〒193-0834 東浅川町 550-22

- ・ 予約方法(地域の運営委員会方式)

開放運営委員会 委員長 網野 竹文

☎ 042-666-1898

- ・ 実施可能種目

少年野球	ソフトボール	サッカー	5	グラウンドゴルフ	ラグビー(練習)	
	○(大人のみ)	○	○	○		

- ・ 抽選場所・抽選日時

浅川市民センター 午後7時から

5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
4/16(木)	5/21(木)	6/18(木)	7/16(木)	8/20(木)	9/17(木)	10/15(木)

※ 12月分から3月分までは、スポーツ施設管理課(富士森体育館)において、毎月1日に翌月分の抽選を行います。使用希望日の属する月の前々月の末日までに、使用申請書(ハガキ)を富士森体育館窓口へ直接または郵送で、申し込みしてください。

【第四小学校】

〒192-0046 明神町 2-15-1

- ・ 予約方法(スポーツ施設管理課運営方式)

- ・ 実施可能種目

少年野球	ソフトボール	サッカー	フットサル	グラウンドゴルフ	ラグビー(練習)	バスケットゴール
○	○	○	○	○	○	○(シュート練習)

- ・ 抽選場所

富士森体育館事務所

5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
6月分からは、使用申請書(ハガキ)による申込みとなります。 詳しくは手引き:4頁をご覧ください。										

- ・ 毎月1日に翌月分の抽選

※使用希望日の属する月の前々月の末日までに、使用申請書(ハガキ)を富士森体育館窓口へ直接または郵送で、申し込みしてください。

【清水小学校】

〒192-0042 中野山王 3-25-1

- ・ 予約方法(スポーツ施設管理課運営方式)

- ・ 実施可能種目

少年野球	ソフトボール	サッカー	フットサル	グラウンドゴルフ	ラグビー(練習)	
	○	○		○		

- ・ 抽選場所

富士森体育館事務所

5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
6月分からは、使用申請書(ハガキ)による申込みとなります。 詳しくは手引き:4頁をご覧ください。						

- ・ 毎月1日に翌月分の抽選

※使用希望日の属する月の前々月の末日までに、使用申請書(ハガキ)を富士森体育館窓口へ直接または郵送で、申し込みしてください。

【大和田小学校】

〒192-0045 大和田町 4-19-1

・ 予約方法(スポーツ施設管理課運営方式)

・ 実施可能種目

少年野球	ソフトボール	サッカー	フットサル	グラウンドゴルフ	ラグビー(練習)	
○		○		○		

・ 抽選場所

富士森体育館事務所

5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
6月分からは、使用申請書(ハガキ)による申込みとなります。 詳しくは手引き:4頁をご覧ください。										

・ 毎月1日に翌月分の抽選

※使用希望日の属する月の前々月の末日までに、使用申請書(ハガキ)を富士森体育館窓口へ直接または郵送で、申し込みしてください。

【船田小学校】

〒193-0824 長房町 1041-2

・ 予約方法(スポーツ施設管理課運営方式)

・ 実施可能種目

少年野球	ソフトボール	サッカー	フットサル	グラウンドゴルフ	ラグビー(練習)	
○	○	○	○	○	○	

・ 抽選場所

富士森体育館事務所

5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
6月分からは、使用申請書(ハガキ)による申込みとなります。 詳しくは手引き:4頁をご覧ください。										

・ 毎月1日に翌月分の抽選

※使用希望日の属する月の前々月の末日までに、使用申請書(ハガキ)を富士森体育館窓口へ直接または郵送で、申し込みしてください。

【元八王子小学校】

〒193-0822 式分方町 761

- ・ 予約方法(スポーツ施設管理課運営方式)

- ・ 実施可能種目

少年野球	ソフトボール	サッカー	フットサル	グラウンドゴルフ	ラグビー(練習)	
		○	○	○	○	

- ・ 抽選場所

富士森体育館事務所

5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
6月分からは、使用申請書(ハガキ)による申込みとなります。 詳しくは手引き:4頁をご覧ください。						

- ・ 毎月1日に翌月分の抽選

※使用希望日の属する月の前々月の末日までに、使用申請書(ハガキ)を富士森体育館窓口へ直接または郵送で、申し込みしてください。

【松枝小学校】

〒192-0073 檜原町 601-13

- ・ 予約方法(スポーツ施設管理課運営方式)

- ・ 実施可能種目

少年野球	ソフトボール	サッカー	フットサル	グラウンドゴルフ	ラグビー(練習)	
	○	○		○		

- ・ 抽選場所

富士森体育館事務所

5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
6月分からは、使用申請書(ハガキ)による申込みとなります。 詳しくは手引き:4頁をご覧ください。						

- ・ 毎月1日に翌月分の抽選

※使用希望日の属する月の前々月の末日までに、使用申請書(ハガキ)を富士森体育館窓口へ直接または郵送で、申し込みしてください。

【長沼小学校】

〒192-0907 長沼町 707-3

・ 予約方法(スポーツ施設管理課運営方式)

・ 実施可能種目

少年野球	ソフトボール	サッカー	フットサル	グラウンドゴルフ	ラグビー(練習)	
	○	○	○			

・ 抽選場所

富士森体育館事務所

5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
6月分からは、使用申請書(ハガキ)による申込みとなります。 詳しくは手引き:4頁をご覧ください。										

・ 毎月1日に翌月分の抽選

※使用希望日の属する月の前々月の末日までに、使用申請書(ハガキ)を富士森体育館窓口へ直接または郵送で、申し込みしてください。

・ ※令和8年7月から令和9年2月まで、トイレ改修工事のため駐車場が使用出来ません。

【由木中央小学校】

〒192-0372 下柚木 25

・ 予約方法(スポーツ施設管理課運営方式)

・ 実施可能種目

少年野球	ソフトボール	サッカー	フットサル	グラウンドゴルフ	ラグビー(練習)	
	○(大人のみ)	○	○			

・ 抽選場所

富士森体育館事務所

5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
6月分からは、使用申請書(ハガキ)による申込みとなります。 詳しくは手引き:4頁をご覧ください。										

・ 毎月1日に翌月分の抽選

※使用希望日の属する月の前々月の末日までに、使用申請書(ハガキ)を富士森体育館窓口へ直接または郵送で、申し込みしてください。

八王子市学校校庭夜間開放実施要綱

平成7年9月1日施行

改正 平成10年4月1日	改正 平成11年4月1日	改正 令和6年4月1日
改正 平成16年4月1日	改正 平成17年4月1日	改正 令和8年4月1日
改正 平成20年3月14日	改正 平成21年3月13日	
改正 平成23年8月1日	改正 平成27年4月1日	
改正 令和3年4月1日	改正 令和5年4月1日	

(目的)

第1条 校庭夜間開放は、八王子市学校体育施設開放事業の一環として、学校教育に支障のない範囲で、学校の校庭を、地域住民及び八王子市内のスポーツ団体の使用に供することを目的として八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する。

(開放校)

第2条 開放校は、以下の学校とする。ただし、学校の工事等または教育委員会が必要と認めた場合は、期間を定めて開放を中止する。

(1) 教育委員会が運営する学校

清水小学校、元八王子小学校、松枝小学校、長沼小学校、大和田小学校、船田小学校、第四小学校、由木中央小学校

(2) 校庭夜間開放運営委員会が運営する学校

第三小学校、東浅川小学校

(校庭夜間開放運営委員会)

第3条 前条第2号の学校については、各校ごとに地域で組織する校庭夜間開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、運営委員会が校庭夜間開放の管理、運営を行うものとする。

(使用団体)

第4条 市内に在住、在勤または在学の者が10名以上で構成する団体で、あらかじめ教育委員会に登録した団体（以下「使用団体」という。）に限り使用できるものとする。

2 18歳以下の者（大学生及び勤労者等を除く）を主たる構成員とする団体の使用については、管理責任を負うことのできる成人の保護者又は指導者が同行し、安全に使用するために必要な配慮をするものとする。

3 営利を目的とした団体については、使用できないものとする。

(開放期間・開放時間)

第5条 5月1日から3月15日まで、ただし清水小学校、元八王子小学校、松枝小学校は11月30日まで、午後6時から午後9時までの3時間とする。なお小学生の使用は午後8時までとする。

(対象種目)

第6条 対象種目は、ソフトボール、サッカー、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ラグビー（練習）その他、教育委員会が認めたものに限る。（野球は禁止）

(団体登録)

第7条 使用団体の登録をしようとする者は、学校校庭夜間開放使用団体登録申請書（第1号様式（様式略））、誓約書（第2号様式（様式略））を教育委員会に提出し、学校校庭夜間開放使用団体登録証（第3号様式（様式略）、以下「団体登録証」という。）の交付を受けるものとする。登録有効期間は登録した年度末までとする。

(説明会)

第8条 使用団体の責任者は、教育委員会または運営委員会が実施する説明会に出席するものとする。

(使用の申請及び承認)

第9条 使用団体は教育委員会が運営する学校へは市立小学校校庭夜間使用申請書（第4号様式（様式略））で、運営委員会が運営する学校へは市立小学校校庭夜間使用申請書（第5号様式（様式略））により申請する。

2 教育委員会は、使用を承認する場合は、市立小学校校庭夜間使用承認書（第6号様式（様式略）、以下「使用承認書」という。）を交付する。

(申請方法及び抽選)

第10条 使用申請及び抽選は、当該各号の方法に従うものとする。

(1) 教育委員会が運営する学校への使用申請は、使用希望日の前々月の末日までとし、抽選は締め切り後速やかに行うものとする。ただし、5月分の抽選は説明会時に行うものとする。

(2) 前号の学校への追加申請は、使用希望日の前月の15日から使用希望日の10日前（土・日・祝祭日を含む）までとする。

(3) 運営委員会が運営する学校への使用申請及び追加申請並びに抽選方法は、各運営委員会が定めるところに従うものとする。

(使用日数の制限)

第11条 使用日数は、1団体につき1箇月あたり5回までとする。

(校庭夜間照明電気料の徴収)

第12条 使用団体は校庭夜間照明電気料（以下「電気料」という。）として、1回1,000円を納付しなければならない。

2 教育委員会は、電気料の納付を確認した場合は、校庭夜間照明利用券（第7号様式（様式略）、以下「照明利用券」という。）を交付する。

3 照明利用券の有効期間は、交付した年度に限る。

4 照明利用券は再発行しない。

5 照明利用券の他団体への譲渡は禁止する。

(使用方法)

第13条 団体責任者は、使用当日、学校に団体登録証を提示し、使用承認書、照明利用券を提出し、キャプテンマークを付けその指導・指示に従い使用するものとする。

(団体責任者の責務)

第14条 団体責任者は、使用当日必ずキャプテンマークを付け教育委員会の指導内容を参加者に周知徹底すること。

(払い戻し)

第15条 開放期間終了後、当該年度の未使用の照明利用券は払い戻しができる。

2 払い戻しの方法は、教育委員会が定めるところによる。

(使用の不承認)

第16条 次の各号の一に該当する場合は、承認しない。

(1) 秩序をみだすおそれがあると認められるとき。

(2) 管理上支障があると認められるとき。

(3) その他、教育委員会が不相当と認めたとき。

(使用承認の取り消し)

第17条 使用承認書の交付後において、学校等の事情により止むを得ない場合、使用承認を取り消すことができる。

(開放・開放中止の決定)

第18条 使用当日の開放・開放中止の決定は学校が、施設、グラウンド、天候の状況により判断して行う。

2 使用開始後においても学校が、施設・グラウンド・天候の状況により開放継続不相当と判断した場合、使用を中止させることができる。

(照明利用券の返還)

第19条 使用開始後、前条第2項により使用中止となり、使用時間の2分の1を経過しない場合は照明利用券を返還する。

2 第23条の使用承認取り消しの場合は返還しない。

(使用の取り止め)

第20条 使用を取り止める場合、団体責任者は使用予定日の5日前(土・日・祝祭日を含む)までに取り止めの事由を教育委員会または運営委員会へ連絡し使用承認書を速やかに返納しなければならない。

(損害賠償)

第21条 使用団体が学校および近隣の施設、設備、用具等に損害を与えた場合は、速やかに学校、教育委員会及び運営委員会へ連絡し、その賠償をしなければならない。

(傷害保険への加入)

第22条 使用団体は、スポーツ安全協会等の傷害保険に必ず加入するものとする。

2 使用に際しての傷害等について、教育委員会及び運営委員会は、一切責任を負わない。

(使用承認の取り消し等)

第23条 つぎの各号の一に該当する場合は、使用承認の取り消し、一定期間の使用停止又は団体登録を抹消する。

- (1) この要綱又は教育委員会若しくは運営委員会の指示に違反したとき。
- (2) 登録および申し込みに当たって虚偽の申請をしたとき。
- (3) 公序良俗を害する恐れがあるとき。
- (4) 建物および付属施設を毀損する恐れがあるとき。
- (5) その他管理上支障があると認められるとき。

(その他)

第24条 グラウンド等、教育施設の使用にあたっては、翌日の授業に支障が無いよう、また周辺地域の住民に迷惑を及ぼさないよう、充分注意しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年9月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月13日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

《校庭夜間開放に関する問い合わせ先》

【 スポーツ施設管理課 】

- ・ 富士森体育館

< 所在地：台町2-3-7

電話番号：042-622-6720 >